

令和3年第9回教育委員会会議録

日時：令和3年11月19日（金）

午前10時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	中村光一
	委員	滝澤多佳子
	委員	富田昌平
	委員	西口晶子

出席者	教育長	森昌彦
	教育次長	宮田雅司
	学校教育・人権教育担当理事	片岡長作
	教育事務調整担当参事（兼）	
	教育事務所調整担当参事・教育総務課長	家城 寛
	教育研究支援担当参事	
	（兼）教育研究支援課長	伊藤雅子
	教育総務課経理・指導担当副参事	
	（兼）香良洲教育事務所長	山下三佳
	教育総務課教育財産管理担当副参事	
	（兼）施設担当副参事	水谷隆彦
	学校教育課長	臼井正昭
	学校教育課幼児教育課程担当副参事	瀬古口 あゆみ
	生涯学習課長（兼）	
	津城跡整備活用推進担当副参事	松尾 篤

教育長 令和3年第9回教育委員会を開催します。本日の傍聴はございません。それでは、議案の概要説明をお願いします。

教育次長 本日の議案の概要でございますが、第37号 令和3年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教委所管分＞について、第38号 津市立学校設置条例の一部の改正について、第39号 令和4年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動基本方針について、第40号 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、第41号 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について、第42号 津市一身田寺内町の館の指定管理者の指定について、第43号 津市美杉ふるさと資料館の指定管理者の指定について、7件の議案について、御審議をお願いします。

詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第37号から議案第43号の議案7件です。

このうち、議案第37号から議案第43号の7件につきましては、津市教育委員会会議規則第16条第1項第1号及び第2号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 それでは、議案第37号から議案第43号につきましては、非公開と決定します。

議案第37号 令和3年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教委所管分＞について

議案第37号 非公開で開催

議案第37号 原案可決

議案第38号 津市立学校設置条例の一部の改正について

議案第38号 非公開で開催

議案第38号 原案可決

議案第39号 令和4年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動基本方針について

議案第 39 号 非公開で開催

議案第 39 号 修正可決

議案第 40 号 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

議案第 40 号 非公開で開催

議案第 40 号 原案可決

議案第 41 号 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止に
ついて

議案第 41 号 非公開で開催

議案第 41 号 原案可決

議案第 42 号 津市一身田寺内町の館の指定管理者の指定について

議案第 42 号 非公開で開催

議案第 42 号 原案可決

議案第 43 号 津市美杉ふるさと資料館の指定管理者の指定について

議案第 43 号 非公開で開催

議案第 43 号 原案可決

教育長 それでは、非公開事案の審議に入りたいと思います。先ほど決定しましたとおり、ここからは非公開といたします。

それでは、議事に入ります。議案第37号 令和3年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教委所管分＞について、事務局から説明をお願いします。教育総務課長。

教育事務調整担当参事（兼）教育事務所調整担当参事・教育総務課長 議案第37号 令和3年度津市一般会計補正予算（第10号）＜教育委員会所管分＞につきまして、御説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,112万9千円を減額し、歳入歳出の総額を87億7,395万3千円としようとするものでございます。

それでは、順に御説明申し上げます。

第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2目 事務局費は、504万7千円の減額で、一般職給 504万1千円の減額は、一般職給与費の実績見込みによる減でございます。

特別職給 6千円の減額は、特別職給与費の実績見込みによる減でございます。

第3目 教育振興費は、2万円の減額で、人権教育関係事業 2万円の減額は、多言語翻訳機購入に係る備品購入費の実績による減でございます。

第4目 教育研究所費は、2,866万円の増額で、一般職給 2,866万円の増額は、一般職給与費の実績見込みによる増でございます。

第5目 給食センター費は、947万4千円の減額で、一般職給 947万4千円の減額は、一般職給与費の実績見込みによる減でございます。

第2項 小学校費 第1目 学校管理費は、2,021万5千円の減額で、一般職給 2,389万1千円の減額は、一般職給与費の実績見込みによる減、学校施設維持補修事業 129万8千円の減額は、戸木小学校の空調設備改修に係る備品購入費の実績による減、学校保健特別対策事業 497万4千円の増額は、各学校における感染症対策物品等の購入に係る消耗品費の増でございます。

第3項 中学校費 第1目 学校管理費は、908万9千円の減額で、一般職給 1,133万4千円の減額は、一般職給与費の実績見込みによる減、学校保健特別対策事業 224万5千円の増額は、各学校における感染症対策物品等の購入に係る消耗品費の増でございます。

第2目 教育振興費は、178万8千円の増額で、就学援助事業 78万1千円の増額は、特別支援教育就学奨励費の実績見込みに伴う増、教育指導活動支援

事業 100万7千円の増額は、修学旅行の日程や行き先の変更等に伴う追加費用が発生した場合に、当該追加費用を補助し、保護者の家計負担を軽減するための補助金の増でございます。

第4項 幼稚園費 第1目 幼稚園費は、4,832万2千円の減額で、一般職給 5,474万4千円の減額は、一般職給与費の実績見込みによる減、幼稚園施設維持補修事業 181万4千円の減額は、川合幼稚園の空調設備改修に係る備品購入費の実績による減、私立幼稚園援助事業 823万6千円の増額は、民間特定教育・保育施設運営事業負担金に係る園児数の実績見込みに伴う負担金の増でございます。

第5項 社会教育費 第1目 社会教育総務費は、1,078万円の増額で、一般職給 573万6千円の減額は、一般職給与費の実績見込みによる減、放課後児童健全育成事業 1,651万6千円の増額は、過年度実績による国県支出金の返還金の増でございます。

第3目 公民館費は、20万9千円の減額で、一般職給 20万9千円の減額は、一般職給与費の実績見込みによる減でございます。

第4目 図書館費は、1万9千円の増額で、一般職給 89万8千円の増額は、一般職給与費の実績見込みによる増、図書館管理運営事業 87万9千円の減額は、久居ふるさと文学館及び河芸図書館のトイレ洋式化改修に係る工事請負費の実績による減でございます。以上で説明を終わります。御審査の程、よろしくお願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第37号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第37号については、原案どおり承認します。

次に、議案第38号 津市立学校設置条例の一部の改正について、事務局から説明をお願いします。幼児教育課程担当副参事。

学校教育課幼児教育課程担当副参事 議案第38号 津市立学校設置条例の一部の改正について、説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。今回の改正は、園児数の減少により、平成31年4月1日より休園しております津市立高野尾幼稚園について、今後園児数の

確保の見込みがないことから、令和4年3月31日をもって廃止することに伴い、条文の整理を行うものです。

資料の2枚目の改正文を御覧ください。第2条第3号の表の中にある、高野尾幼稚園の行を削るもので、施行期日は令和4年4月1日です。資料の3枚目は、本条例の新旧対照表でございます。最後のページの参考は、その改正理由でございます。

なお、このことにつきましては、津市議会令和3年第4回定例会におきまして、議案として提出する予定です。以上で説明を終わります。御審査の程、よろしくお願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第38号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第38号については、原案どおり承認します。

次に、議案第39号 令和4年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動基本方針について、事務局から説明をお願いします。学校教育課長。

【非公開】

学校教育課長 説明

各委員 質疑

学校教育課長 説明

教育長 他によろしいですか。

それでは、議案第39号につきましては、原案を一部修正の上、承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第39号については、原案を一部修正の上、承認します。

次に、議案第40号 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、事務局から説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 議案第40号 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、御説明させていただきます。

お手元の資料の3ページの参考を御覧ください。津市美杉町竹原、伊勢地、多気、下之川に所在する旧学校施設の体育館、グラウンドは、生涯学習及び社会体育の普及を目的に設置された施設ですが、これらの目的は、他の施設にも同様のものがあることから、生涯学習環境を提供する点においては、社会教育の推進等を目的とする津市美杉地域住民センター等と、社会体育環境を提供する点においては、スポーツの振興を目的とする体育館、グラウンド等と、それぞれ機能統合を行うこととします。また、白山元取プールに関しては、施設の老朽化が著しいことから、平成22年より使用を休止しています。このことから、これらの各旧学校施設について、令和4年3月31日をもって廃止するもので、令和4年4月1日から施行します。なお、この議案については、令和3年第4回議会定例会へ提出の予定です。説明は以上です。御審査の程、よろしくお願いたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。西口委員。

西口委員 体育館とグラウンドについて、住民は変わらず使用できるのでしょうか。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 機能として統合することですので、今の段階では、そのまま御利用いただけるということです。

教育長 中村委員。

中村委員 この条例が廃止されるというのは理解できるのですが、建物そのもの、グラウンドそのものは残るので、それは別の条例等に位置付けられるのですか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 市内の他の地域にも閉校した学校施設がありますが、それはそれぞれの総合支所の地域振興課が管理しており、津市地域振興施設の利用に関する事務取扱要綱に位置付けられております。こちらの旧学校施設も、条例廃止後はそちらに位置付ける予定です。

中村委員 総合支所の管轄になり、そちらの要綱に位置付けるということですね。それから、白山元取プールは壊すのですか。そのまま放置するのですか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 現時点では、解体は考えておりませんので、そのままです。

中村委員 白山元取プールの所管は教育委員会のままですか。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 所管は白山教育事務所のままです。

教育長 白山元取プール以外は所管を地域振興課に変えるけれど、白山元取プールはそのまま教育委員会の所管で、そのまま置いておくということですか。

中村委員 条例の廃止と同じタイミングで、解体する方向で動いた方が本来は良いと思います。後日になると、どうして放置していたと言われることになると思いますので、また検討してください。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 はい。

教育長 他によろしいですか。

それでは、議案第40号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第40号については、原案どおり承認します。

次に、議案第41号 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について、事務局から説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について、御説明いたします。

こちらは、津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、同条例

施行規則の廃止を行うものでございます。説明は以上です。御審査の程、よろしく申し上げます。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第41号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか

各委員 (異議なし。)

教育長 御異議なきようですので、議案第41号については、原案どおり承認します。

次に、議案第42号 津市一身田寺内町の館の指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長(兼)津城跡整備活用推進担当副参事 津市一身田寺内町の館の指定管理者の指定について、御説明いたします。

お手元の資料の2枚目と3枚目を合わせて御覧ください。今回、指定管理者に指定しようとする一身田寺内町の館運営委員会は、令和3年10月29日に開催された指定管理者選定委員会において、候補者として選定されております。本施設につきましては、一身田寺内町における地域固有の歴史、文化等の紹介、案内を通じて、地域の文化財の保護、保存及び活用を図るとともに、住民による積極的な交流の場として、地域社会の健全な発展の促進及び住民福祉の増進を図ることを目的に設置され、一身田寺内町の歴史、文化等に係る資料の展示、紹介、案内、地域住民による交流の促進を図る事業を展開しております。

一身田寺内町の館運営委員会は、一身田地区自治会連合会、商工会、婦人会、老人クラブ、ボランティアガイド等の各種団体から構成されており、一身田地域の活性化を担う団体として機能し、管理人についても地域人材を充てて運営するなど、人材活動の面でも地域の雇用促進につながっております。なお、本委員会は、一身田寺内町の館の開設に合わせて、平成14年10月1日に設立された団体であり、本部は津市一身田町758番地です。今回の指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間になります。この議案については、令和3年第4回市議会定例会へ提出の予定でございます。以上で説明を終わります。御審査の程、よろしくお願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。

これは前回の指定からの継続ですか。生涯学習課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 はい。継続です。

教育長 他によろしいですか。

それでは、議案第42号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第42号については、原案どおり承認します。

次に、議案第43号 津市美杉ふるさと資料館の指定管理者の指定について、事務局から説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長（兼）津城跡整備活用推進担当副参事 津市美杉ふるさと資料館の指定管理者の指定について、御説明させていただきます。

お手元の資料の2枚目と3枚目を合わせて御覧ください。今回、指定管理者に指定しようとする美し郷霧山施設管理運営協議会は、令和3年10月29日に開催された指定管理者選定委員会において、候補者として選定されております。本施設につきましては、郷土の歴史、考古及び民俗に関する歴史的資料等の文化遺産、郷土資料を収集、保管、展示するとともに、その施設を住民の利用に供することにより、郷土文化の発展に寄与することを目的に設置され、美杉地域の持つ歴史的な資源を活用し、北畠氏関連資料を核とした資料展示に加え、地域住民の生活に根ざす、かつての生活用具や地域産業の伝統を示す資料を展示するなどの展開をしております。

美し郷霧山施設管理運営協議会は、美杉町多気地区の自治会、老人会、商工会等、地域の振興を図る各種団体の代表で構成され、美杉地域の活性化を担う団体として機能し、管理人に地域住民を充てて運営するなど、人材活動の面でも地域の雇用促進につながっております。なお、本協議会は、美杉ふるさと資料館の開館に合わせて、平成3年4月24日に設立された団体であり、本部は津市美杉町上多気1010番地です。今回の指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間になります。この議案についても、令和3年第4回市議会定例会へ提出の予定でございます。以上で説明を終わります。御審査の程、よろしく願いいたします。

教育長 説明は以上です。御質問等はございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第43号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 御異議なきようですので、議案第43号については、原案どおり承認します。

教育長 それでは、以上で本日の案件はすべて終了いたしました。

その他に委員の皆さんから何か御意見やお気づきになったことがございましたらお願いします。

ないようですので、これをもちまして、第9回教育委員会を閉会いたします。